

# 岩内町旧小中学校利活用方針(案)

令和8年 月

岩 内 町

# 目 次

I	利活用方針策定の目的	1
II	対象施設	
	1 対象施設	2
	2 施設位置図	2
	3 施設の概要	3
III	利活用に向けた課題	
	1 公共施設総量の適正化	7
	2 避難所としての利用	7
	3 学校施設の開放	7
IV	利活用に向けた検討経過	
	1 「大枠の方針」の決定	8
	2 町民アンケート調査の結果	10
	3 サウンディング型市場調査の結果	13
V	利活用方針	
	1 旧東小学校 及び 旧第一中学校	17
	2 旧西小学校	22
	3 旧第二中学校	24

## I 利活用方針策定の目的

---

令和8年4月の岩内中央学園の開校に伴い、閉校となる4つの小中学校は、学校としての役割のみならず、スポーツ活動の場や地域のコミュニティ活動などの社会教育施設としての役割も果たしてきたことから、今後、これらを有効に利活用することが重要であり、民間活力の導入も含めて、4校の有効活用に向けた検討を行う必要があります。

利活用にあたっては、建物の規模が大きく、学校以外の施設への用途変更のためには多額の費用が要することやその後の維持管理に相応の経費が見込まれることも考慮したうえで、本町のまちづくりの方向性との整合を図りつつ、立地条件や法規制、民間参画のニーズなど、4校の現状を十分に把握しながら、利活用による地域コミュニティの活性化や地域経済の発展、安定した財政運営を推進するため、4校の利活用に向けた「岩内町旧小中学校利活用方針」を定めるものです。

## Ⅱ 対象施設

### 1 施設一覧

学校名	所在地	廃校日
旧東小学校	東山 130 番地	令和 8 年 3 月 31 日
旧西小学校	野束 172 番地 1	
旧第一中学校	宮園 313 番地 20	
旧第二中学校	野束 41 番地	

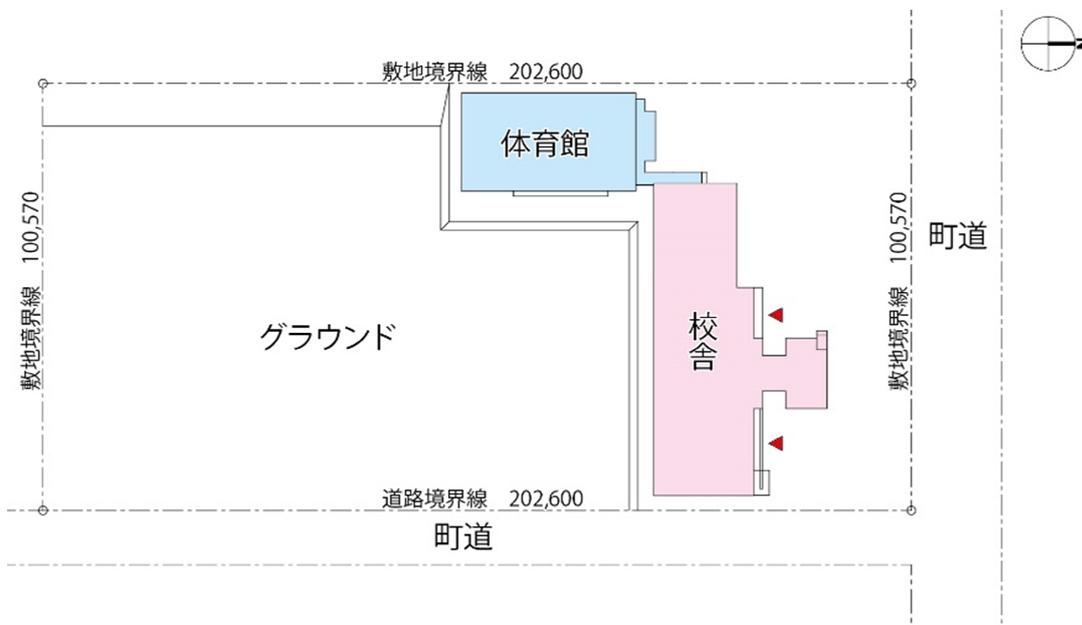
### 2 施設位置図



### 3 施設の概要

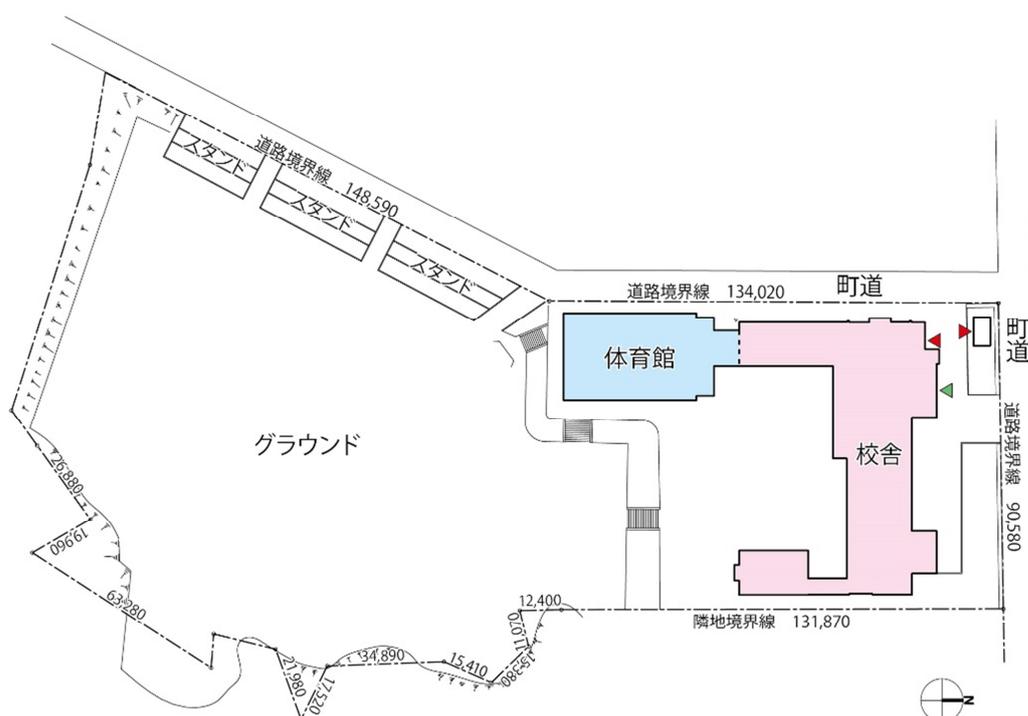
#### [旧東小学校]

土地	所在	東山 130 番地
	地番	東山 130 番地外 7 筆
	敷地面積	23,776 m <sup>2</sup> (屋外運動場含む) 【屋外運動場】 13,277 m <sup>2</sup>
既存建物	用途	小学校
	延床面積	【校舎】 4,773.23 m <sup>2</sup> 【屋内体育館】 947.24 m <sup>2</sup> 【合計】 5,720.47 m <sup>2</sup>
	構造・規模	【校舎】 鉄筋コンクリート造 地上 4 階塔屋 1 階 【屋内体育館】 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 1 階
	新築時期 築年数	【校舎】 1970 年 (築 55 年) 【屋内体育館】 1970 年 (築 55 年)
改修工事等 履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2009 年 耐震改修工事</li> <li>・ 2014 年 改修工事 (給水設備)</li> </ul>	



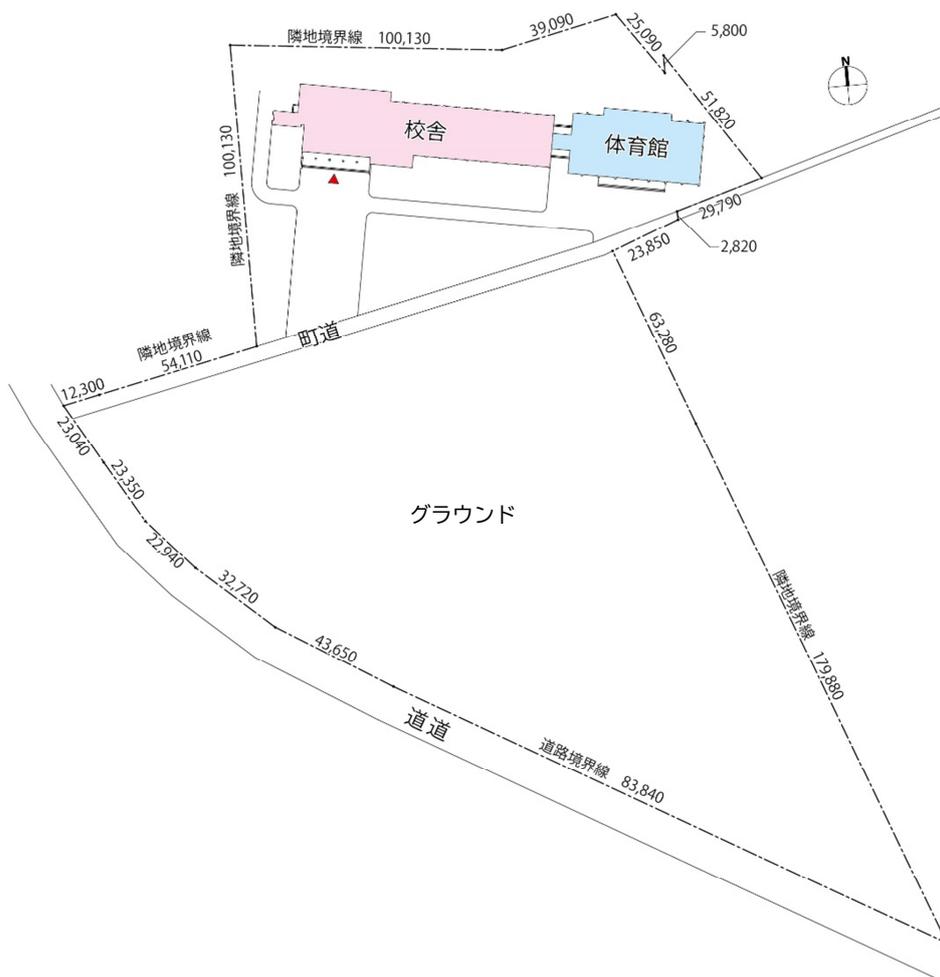
[旧西小学校]

土地	所在	野末 172 番地 1
	地番	野末 172 番地 1 外 26 筆
	敷地面積	41,592.25 m <sup>2</sup> (屋外運動場含む) 【屋外運動場】 30,016 m <sup>2</sup>
既存建物	用途	小学校
	延床面積	【校舎】 6,024.08 m <sup>2</sup> 【屋内体育館】 1,072.00 m <sup>2</sup> 【受水槽棟】 47.14 m <sup>2</sup> 【フィルター棟】 115.59 m <sup>2</sup> 【合計】 7,258.81 m <sup>2</sup>
	構造・規模	【校舎】 鉄筋コンクリート造 地上 4 階塔屋 1 階 【屋内体育館】 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 1 階 【受水槽棟】 木造 地上 1 階 【フィルター棟】 鉄骨造 地上 2 階
	新築時期 築年数	【校舎】 1975 年 (築 50 年) 【屋内体育館】 1977 年 (築 48 年) 【受水槽棟】 2015 年 (築 10 年) 【フィルター棟】 2015 年 (築 10 年)
改修工事等 履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年 耐震改修工事</li> <li>・ 2015 年 増改築工事 (給水設備等、フィルター棟の増築)</li> </ul>	



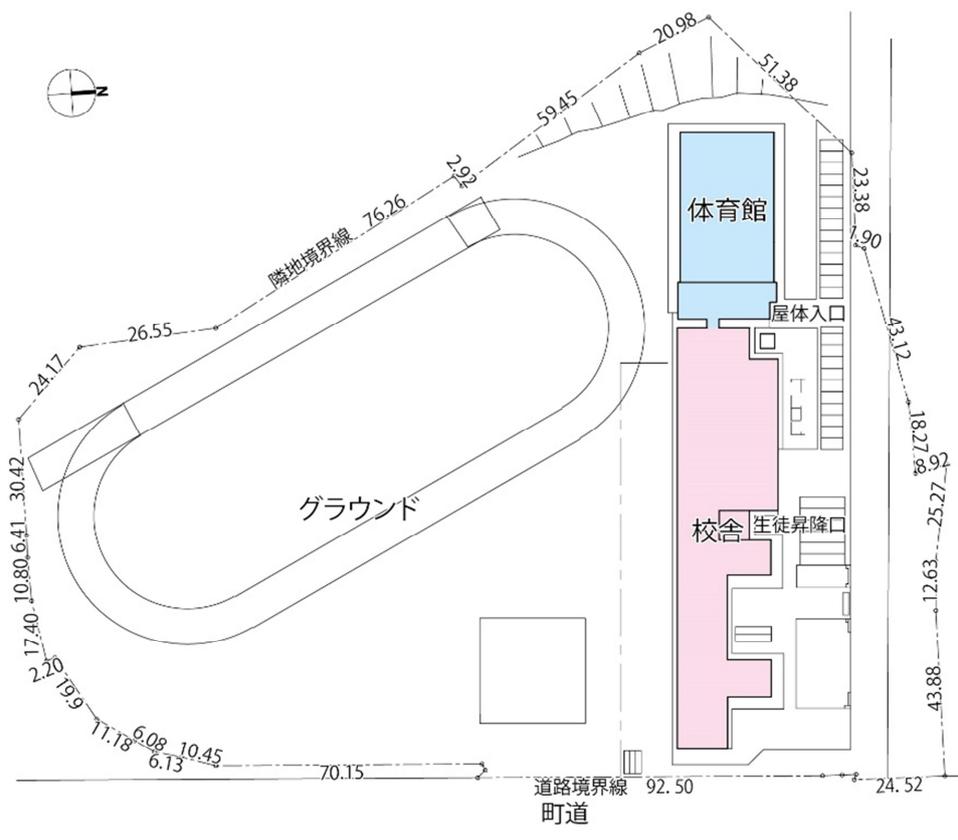
[旧第一中学校]

土地	所在	宮園 313 番地
	地番	宮園 313 番地 20 外 13 筆
	敷地面積	34,270 m <sup>2</sup> (通学路除く。屋外運動場含む) 【屋外運動場】 21,824 m <sup>2</sup>
既存建物	用途	中学校
	延床面積	【校舎】 4,867.86 m <sup>2</sup> 【屋内体育館】 860.00 m <sup>2</sup> 【合計】 5,757.67 m <sup>2</sup> (渡り廊下含む)
	構造・規模	【校舎】 鉄筋コンクリート造 地上 4 階塔屋 2 階 【屋内体育館】 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 1 階
	新築時期 築年数	【校舎】 1971 年 (築 54 年) 【屋内体育館】 1971 年 (築 54 年)
改修工事等 履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年 耐震改修工事</li> <li>・ 2012 年 改修工事 (給水設備等)</li> </ul>	



[旧第二中学校]

土地	所在	野束 41 番地
	地番	野束 41 番地 1 外 29 筆
	敷地面積	34,884.84 m <sup>2</sup> (通学路除く。屋外運動場含む) 【屋外運動場】 24,270 m <sup>2</sup>
既存建物	用途	中学校
	延床面積	【校舎】 6,093.79 m <sup>2</sup> 【屋内体育館】 1,744.77 m <sup>2</sup> 【合計】 7,850.56 m <sup>2</sup> (渡り廊下含む)
	構造・規模	【校舎】 鉄筋コンクリート造 地上 3 階塔屋 1 階 【屋内体育館】 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋 コンクリート造・鉄骨造 地上 2 階
	新築時期 築年数	【校舎】 1977 年 (築 48 年) 【屋内体育館】 1979 年 (築 46 年)
改修工事等 履歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2010 年 耐震改修工事 (校舎棟のみ、屋内体育館は耐震診断の結果、耐震性が確認されたため未実施)</li> <li>・ 2017 年 改修工事 (給水設備等)</li> </ul>	



### Ⅲ 利活用に向けた課題

---

#### 1 公共施設総量の適正化

町の人口の減少が続く中、町民1人当たりが負担する公共施設の更新費や維持管理費の増加が見込まれることから、「岩内町公共施設等総合管理計画」においては、人口減少や人口構造の変化、町民ニーズや社会情勢の変化に対応した施設総量やサービスの規模の適正化を行うとともに、運営の効率化を行うことで、更新費や維持管理費の縮減を図り、施設を最大限に有効活用することとしています。

閉校する4校についても、売却や除却などによる処分も念頭に置き、町の公共施設全体を通じた機能の集約化による施設総量の縮減を図りながら、4校それぞれの特性を踏まえた利活用方法を選択していく必要があります。

#### 2 避難所としての利用

閉校する4校は、「岩内町地域防災計画」において、いずれも災害時の指定避難所としており、また、旧西小学校は4校で唯一の放射線防護施設であることから、防災上の観点や地区毎の避難所収容可能人数等を考慮したうえで、施設の保持や利活用方法を検討していく必要があります。

#### 3 学校施設の開放

町では、社会体育の普及や幼児、児童生徒の安全な遊び場の確保のため、幼児や児童生徒、一般町民に4つの小中学校を開放していました。

そのため、これまでの利用状況や代替施設の有無等を考慮するほか、特に地域のスポーツ活動の拠点として、4校の体育館は多く利用されてきたことから、これまで同様の活動機会の確保に十分配慮した利活用方法を検討していく必要があります。

## IV 利活用に向けた検討経過

### 1 「大枠の方針」の決定

利活用方針の策定に向けた具体的な検討に入る前段において、学校全体を単位とした検討のみではなく、校舎・体育館・グラウンドといった個別の利活用の可能性も含めた検討が必要であること、また、まずは町が考える方向性を「大枠の方針」として示すことにより、その後の検討や町民アンケートなどをよりスムーズに進めるため、令和6年7月に、校舎・体育館・グラウンドの区分毎に、活用あるいは売却、除却などの方向性を示した「大枠の方針」を決定しました。

#### 〔旧東小学校〕

区分	方向性	摘要	考え方
校舎	売却 または 除却後に 跡地売却	先進事例や専門家からの意見等を踏まえ、建物と土地一体での売却方法を検討	立地の良さから、 民間のニーズが高い と判断
体育館		現状の建物での売却が難しい場合は建物を除却のうえ、グラウンドも含めた土地一体を売却	
グラウンド	売却	校舎、体育館と一体的に売却	

#### 〔旧西小学校〕

区分	方向性	摘要	考え方
校舎	活用	校舎は放射線防護施設として避難所指定を継続 平常時は、福祉、教育等のコミュニティ施設として活用 3～4階は保管庫として活用	校舎は4校で唯一 の放射線防護施設
体育館	活用	校舎と一体で避難所として活用	
グラウンド	活用	平常時は未活用とし、災害時にはヘリポートや廃棄物保管場所等に活用	

[旧第一中学校]

区分	方向性	摘要	考え方
校舎	活用	<p>運動公園と一体的なスポーツ施設として合宿施設（吹奏楽や美術などの文化系の合宿も含む）を整備し、トレーニング施設も備えて町民の健康増進機能を確保</p> <p>また、公募型プロポーザル等により民間活力を導入し、民間運営も検討</p>	<p>運動公園が隣接しており、運動公園と一体的な利活用が期待できる</p>
体育館			
グラウンド			

[旧第二中学校]

区分	方向性	摘要	考え方
校舎	除却後に跡地活用	建物を除却のうえ、跡地は体育館駐車場として活用	体育館駐車場の確保が必要
体育館	活用	町民体育館として活用し、施設整備や運営には、官民役割分担のもと、PFIを含めた多様なPPP手法の活用を検討	4校の体育館の中では床面積が最大で格技室がある
グラウンド	活用	除雪車両車庫を建設し、(または除雪車両保管場所として)、排雪場所を含めた除雪ステーションとして活用	面積が広く、車両の出入りがしやすい

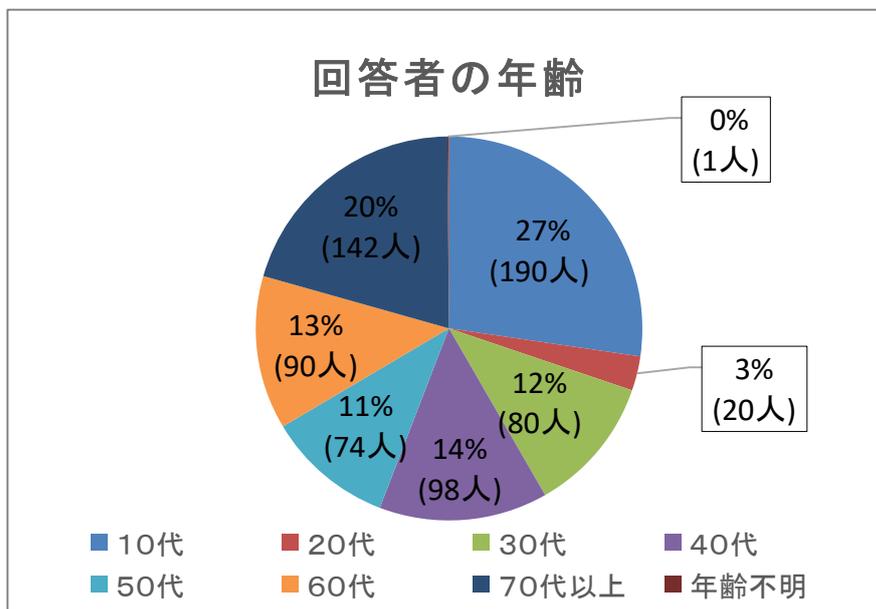
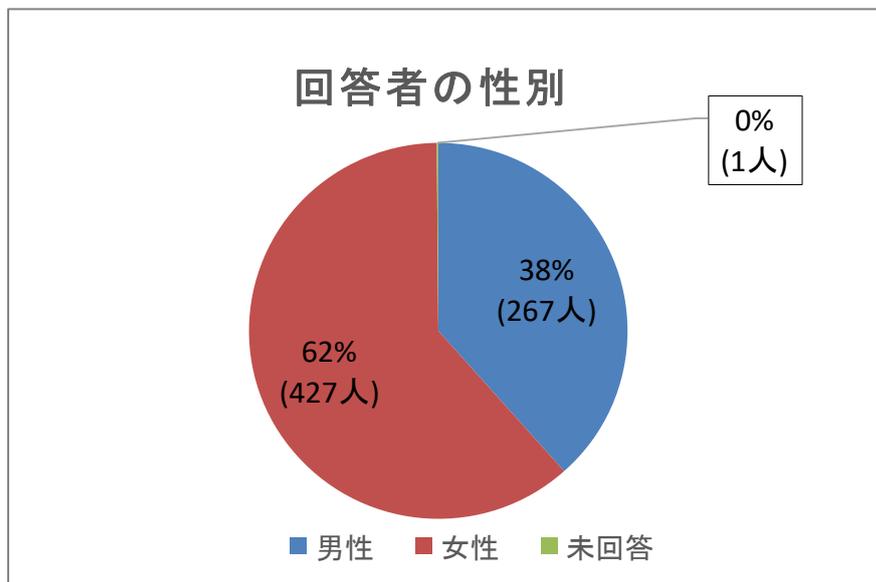
## 2 町民アンケート調査の結果

「大枠の方針」に基づいた検討に入る前段において、町民の方々の「大枠の方針」に対する賛否やニーズなどを把握するための町民アンケート調査を行いました。

- ・調査期間 令和6年10月7日～11月8日
- ・調査媒体 アンケート用紙、インターネット
- ・調査方法 公共施設5箇所にアンケート用紙を設置  
小中学校、幼稚園、スポーツ・文化団体など57団体に協力依頼
- ・回答者数 695人

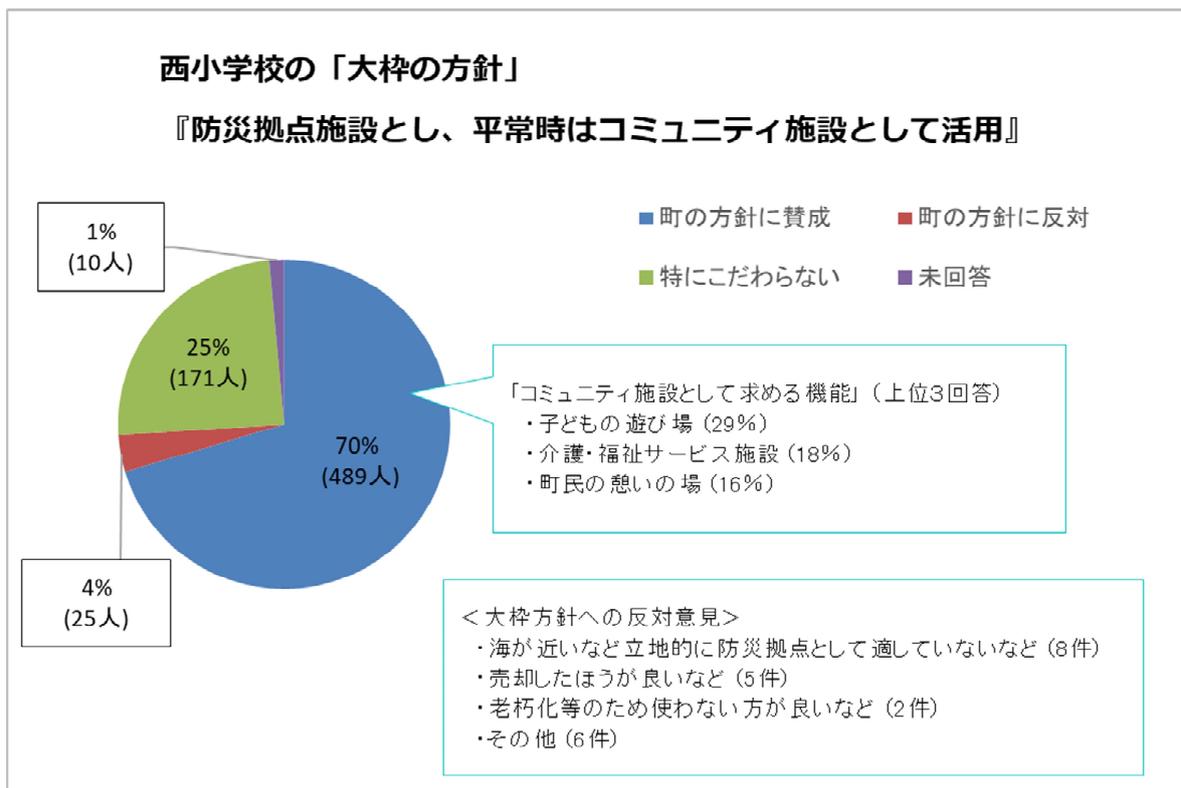
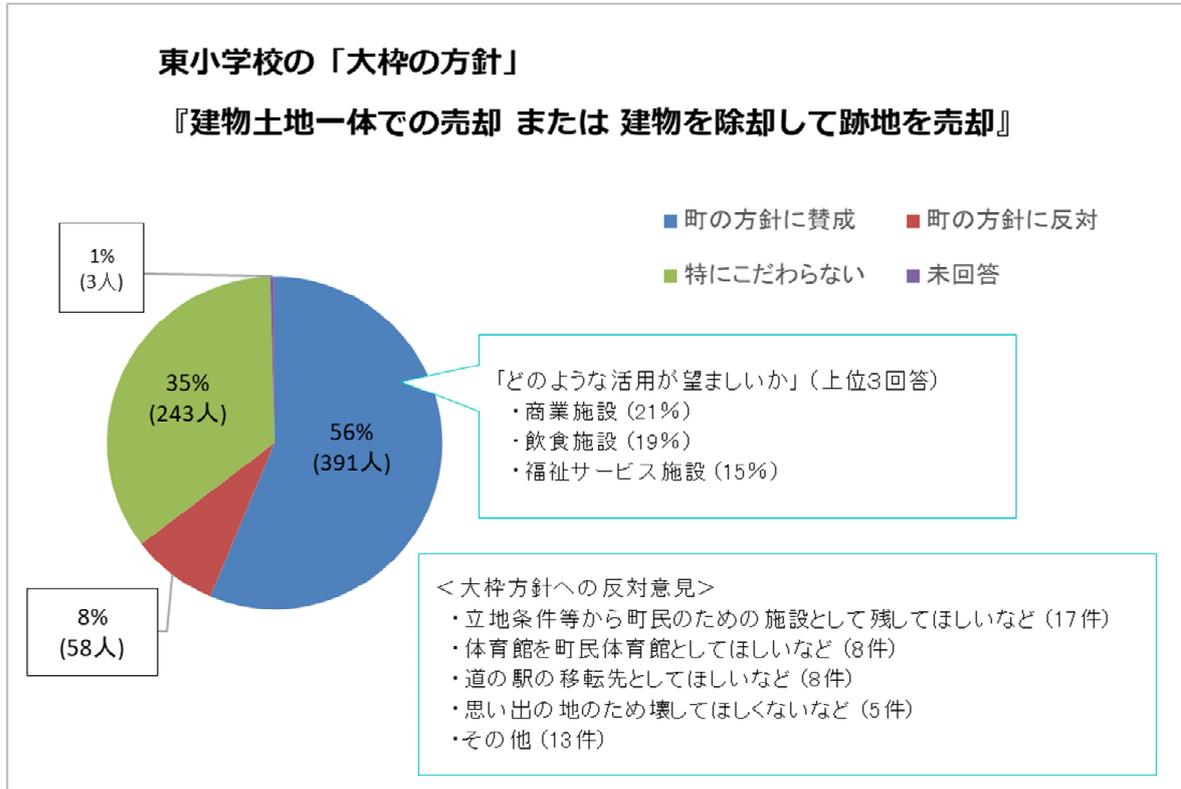
### [回答者の属性]

女性の割合が62%と多く、年代では10代が最多の190人(27%)、70代以上が142人(20%)と、幅広い年代の方からの回答をいただきました。

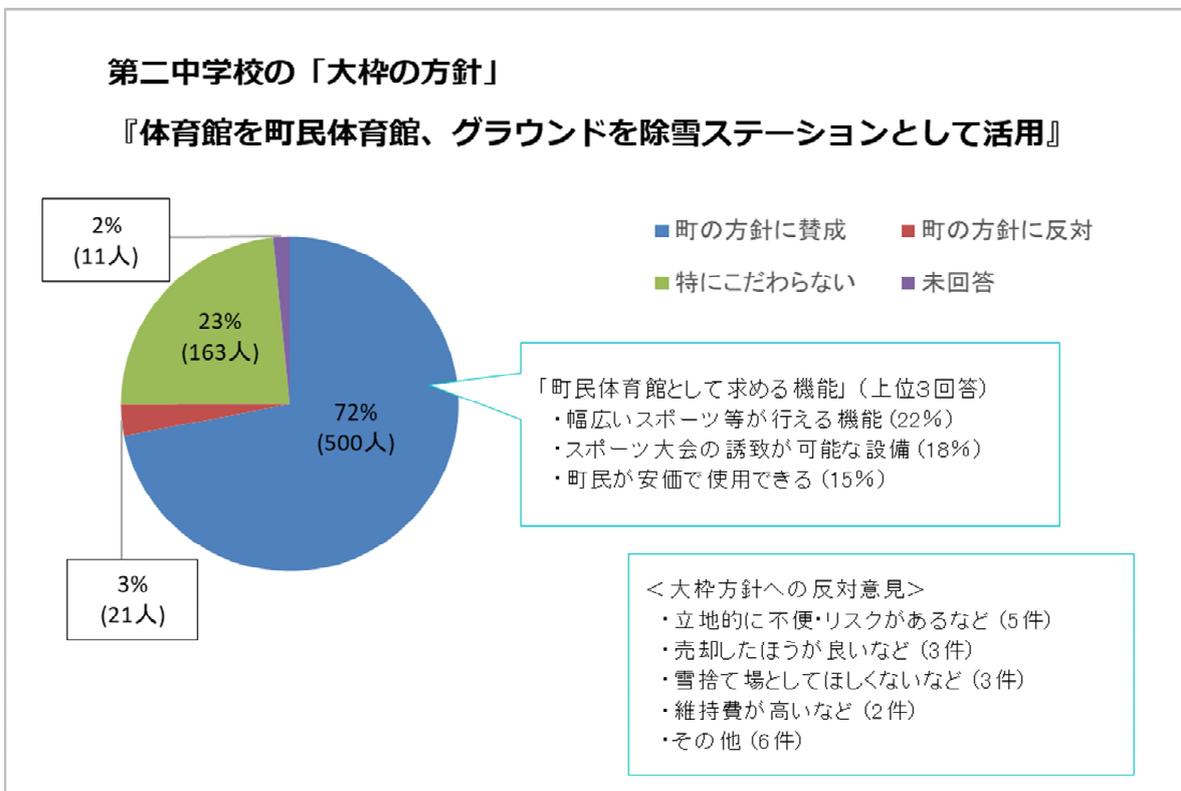
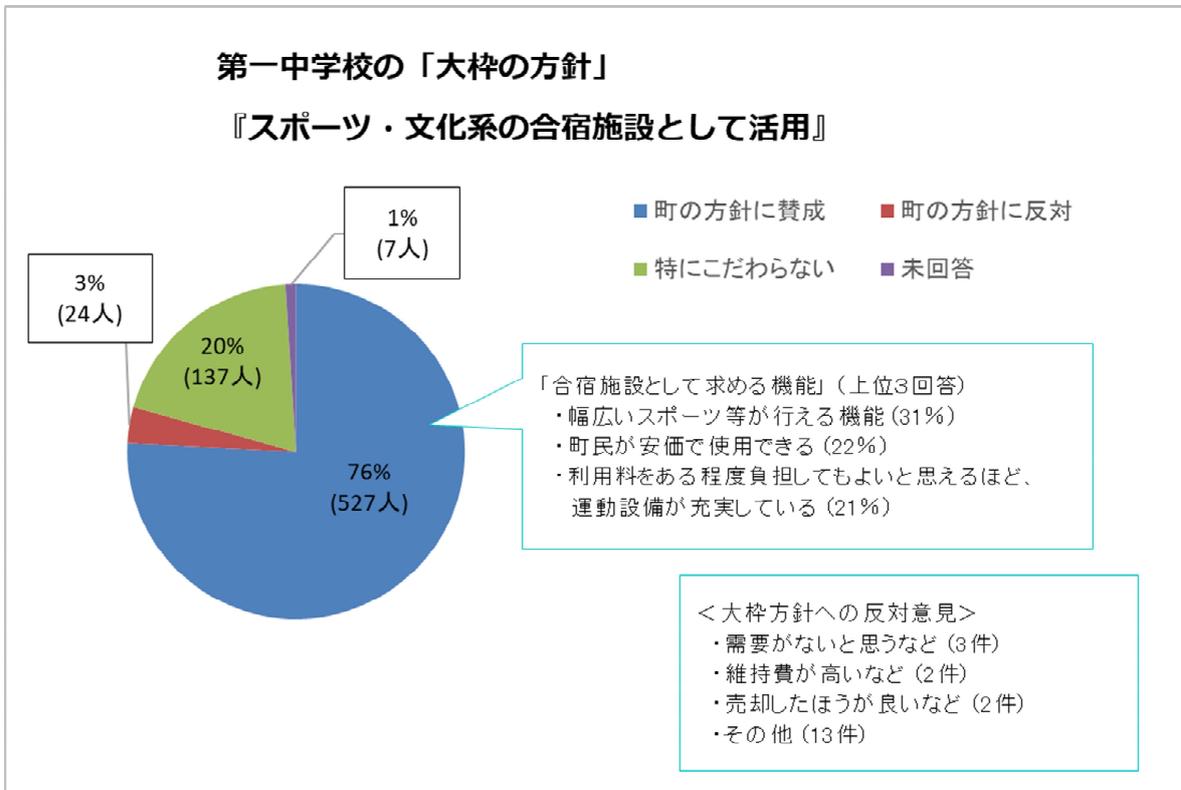


[アンケート結果（一部抜粋）]

東小学校と西小学校の「大枠の方針」について、賛成は、東小学校は過半数、西小学校は70%を超えており、東小学校は、商業施設としての活用、西小学校は、子どもの遊び場となるコミュニティ施設としての活用が最も期待されています。



第一中学校と第二中学校の「大枠の方針」について、いずれも賛成が7割を超えており、両校ともに幅広いスポーツ等が行える機能が求められています。



### 3 サウンディング型市場調査の結果

「大枠の方針」にある建物や土地の売却や民間活力導入に向けて、民間の参入意欲や実現の可能性を把握するため、サウンディング型市場調査を行いました。

#### [サウンディング型市場調査とは]

町有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて市場性などを把握するための調査です。

- ・調査業務委託期間 令和6年5月13日～12月15日
- ・調査業務の内容 4校の立地環境などの基礎情報の整理  
都市計画法や建築基準法などの法的規制の整理  
先行・類似事例の整理  
サウンディング型市場調査  
事業手法や想定スケジュール、諸課題の整理 など

#### [サウンディング調査の実施]

本業務におけるサウンディングは、初期段階での調査で比較的検討が浅く、前提条件などから事業者からの集客が難しいことが予想されたため、公募ではなく、個別・非公募型（クローズ形式）を選択しました。

不動産業や宿泊業など18社にヒアリングを打診した結果、6社は本町の立地やポテンシャルなどを理由に辞退となり、12社とヒアリングを行いました。

ヒアリングの実施	12事業者	不動産業	2社	※5社 辞退
		宿泊業	6社	※1社 辞退
		スポーツ施設業	2社	
		金融機関	1社	
		旅行業	1社	
		計	12社	

[ヒアリングの回答内容]

分 類	事業者からの回答内容（一部抜粋）
町に対する印象・意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光地というよりはニセコや積丹半島の通過地</li> <li>・ 国道5号線から外れており、来訪する目的をつくらなければ、観光客を引き込むことは難しい。</li> <li>・ 宿泊施設が不足している印象があり、海鮮が食べられる施設があればよい。</li> <li>・ 食事・体験・宿泊施設のどれかがあれば、観光地として成立する可能性がある。</li> <li>・ 夜の食事処を整備することが宿泊需要を生むために重要であり、町が主導したコンテンツづくりが必要</li> <li>・ 洋上風力などの産業が活発化して企業参入も見込まれるため、今後、活性化していくと思われる。</li> <li>・ 後続で商業施設を整備するには、商圈として厳しい印象</li> </ul>
事業の実現可能性・参画可能な場合の前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計段階から関与したい。事業運営費の金額や稼働率の設定は、今後の協議で設定したい。</li> <li>・ 民間主体での独立採算による事業は難しく、行政が一定の方向性を示す形であれば、官民連携事業の可能性はある。</li> <li>・ 岩内町で土地を購入して整備することはハードルが高いため、合宿施設やコミュニティ施設の整備など、町の資金を活用しながら官民連携で整備する形が良い。</li> <li>・ コミュニティ機能と健康増進を組み合わせると町民が集う場所を作るのがよい。</li> <li>・ 本エリアに対する関心はあるが、詳細な方向性が見えないと参画の可能性の検討は難しい</li> </ul>
想定される事業内容	<p>[合宿施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合宿施設は未利用期間が多いことが課題</li> <li>・ 他自治体でも合宿誘致を進めているため、差別化が必要</li> <li>・ ターゲットとするスポーツを明確にした誘致戦略の立案が必要</li> <li>・ アクセス、宿泊地と運動場所の距離感、食事の3点が必要条件</li> </ul> <p>[宿泊施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊原発の再稼働に伴い、労働者向けの宿泊施設需要が高まる。</li> <li>・ 原発の作業員だけでなく、長期休みの合宿施設や地域の社宅、遠方から岩内高校に通学する生徒用の寮としても利用可能</li> <li>・ 原発の作業員のニーズと学生・観光客のニーズの共存の図り方が課題</li> </ul> <p>[町民利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内向けと町外向けの施設構想を立てるのが良い。</li> <li>・ 町民に特化した運動できる施設や生活の利便性向上の機能を設けるのが良い。</li> <li>・ 多世代が利用できる児童遊戯施設や高齢者向け施設、子育て向け支援施設を複合した施設などが良い。</li> </ul>

[ヒアリング結果から得られた検討課題]

民間事業者とのヒアリングによる意見等を踏まえて、事業化に向けた検討課題を以下のとおり整理しました。

官民連携事業の対象施設	複数校の包括活用を希望する事業者の意見はなく、1校で需要を満たせる可能性が高いことから、比較的ポテンシャルがあり、民間事業者の利活用が望める旧東小学校や旧第一中学校を官民連携の対象として設定することが望ましい。
民間単独での利活用の可能性	<p>本町の立地環境や地理的特性を踏まえると、民間単独での資金調達や整備は難しく、官民連携事業として町が出資する形が望ましい。</p> <p>具体的な利活用の方向性やビジョンが見えなければ、参画の検討を行うことは難しいとの意見から、町としてのビジョンを具体化して、示していく必要がある。</p>
利活用のコンセプト	<p>合宿施設での利活用は、ターゲットの明確化や他地域との差別化、未利用期間が多いことによる採算性の確保という課題がある。</p> <p>労働者向けの宿泊需要は一定程度あるとの意見が多い一方、学生や観光客などのニーズとの共存の図り方について、検討を行う必要がある。</p> <p>高齢者や子ども向けの施設、町民の住民サービス向上に資する施設といった町民を対象とした利活用の意見が多く、町民利用も取り入れた中で、いかに町外からの来訪者を呼び込むかを検討していく必要がある。</p>

## [想定される事業手法の分類と特徴]

想定される官民連携事業による事業手法は4つに分類され、それぞれ、財産区分や権利、メリットなどに違いがあります。

	指定管理	賃貸借（普通財産）	コンセッション	PFI-RO（改修）
概要	地方公共団体に代わり、公共施設の管理を民間事業者が行う	主に普通財産を対象に、借地借家法に基づく定期建物賃貸借契約を締結し、民間事業者が施設の管理・運営を行う	施設の所有権を地方公共団体が保有したまま、公共施設等の運営権を民間事業者に設定する	施設の所有権を地方公共団体が保有したまま、民間事業者が施設を改修し、管理・運営を行う
財産区分	行政財産	普通財産	行政財産／普通財産	普通財産
準拠法	地方自治法	借地借家法	PFI法	PFI法
民間に付与される権利	使用許可権限 地方自治法 228 条 1 項	建物の貸借権 （別途、管理運営の特約が必要）	運営権 （行政財産の場合、指定管理者制度との併用により施設の使用許可権限が付与）	—
事業期間	3～5 年程度が多い	5～30 年程度が多い	15～30 年程度が多い	15～20 年程度が多い
イメージ				
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体・民間事業者の双方にとって、公共施設の運営手法としてなじみ深い手法</li> <li>利用料金は首長承認が必要であるなど、地方公共団体側に運営に関する権限が一定程度存在する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間は1～2年程度の短期的なものから、10年以上の長期的なものなど柔軟に設定可能</li> <li>賃貸人である地方公共団体からの承諾を得て公共施設等の増改築を行うことが可能</li> <li>借地借家法における賃借人の権利が強く、賃借人に不利な規定は無効となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間が比較的長期となりやすく、安定的な運営により民間事業者の投資がしやすい</li> <li>利用料金が届出により変更可能で、柔軟性が高い</li> <li>維持管理業務の一環として増改築を実施可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間が比較的長期となり、改修にかかった投資回収を民間にとっても確実に見越しやすくなる</li> <li>民間によって資金調達を行うので、公共の財政負担の軽減に一定程度の効果がある</li> </ul>

## V 利活用方針

施設別の利活用方針は、次のとおりとします。

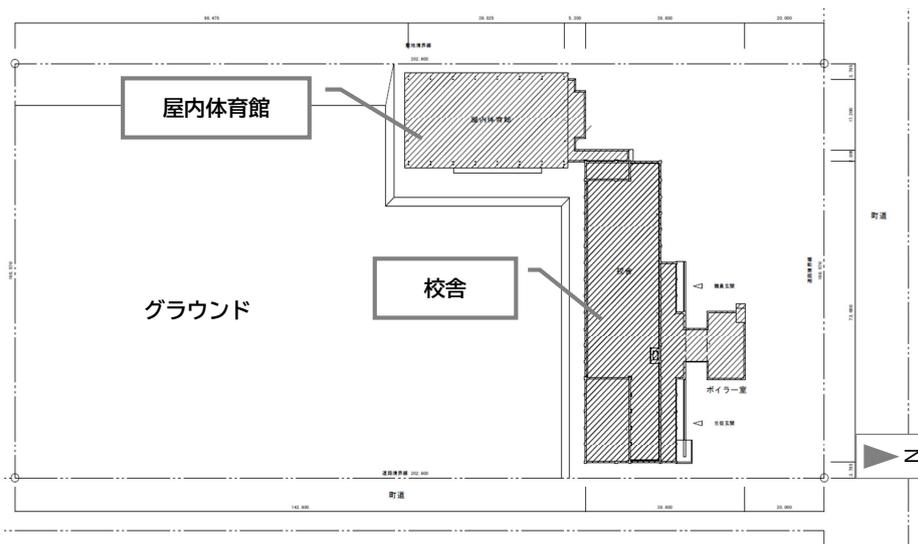
なお、地域や民間事業者による利活用の提案や協議等により、利活用方針が変更となる場合があります。

### 1 旧東小学校 及び 旧第一中学校

#### 施設の特徴

##### [旧東小学校]

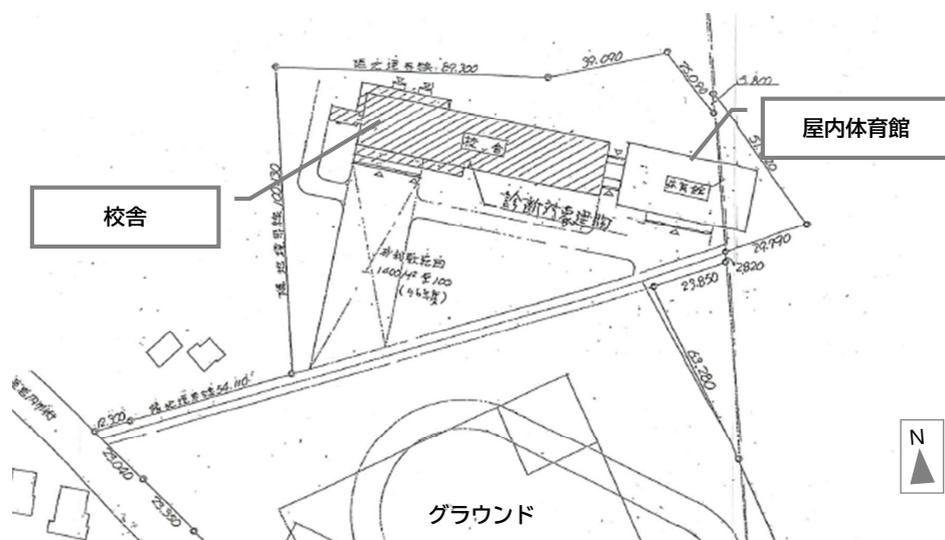
幹線道路の八幡通りに面しており、周辺にはコンビニエンスストアや薬局などがあって利便性も高く、地理的な優位性があります。



## 施設の特徴

### [旧第一中学校]

運動公園に隣接し、周辺に農地が広がる自然環境に恵まれており、道道岩内洞爺線（パノラマライン）沿いのため、ニセコ方面とのアクセス面でも優れています。



## 利活用方針

【対象】：校舎、体育館、グラウンド

官民連携事業により、町民が利用できる機能を備えた多目的な複合的宿泊施設の事業化を目指します。

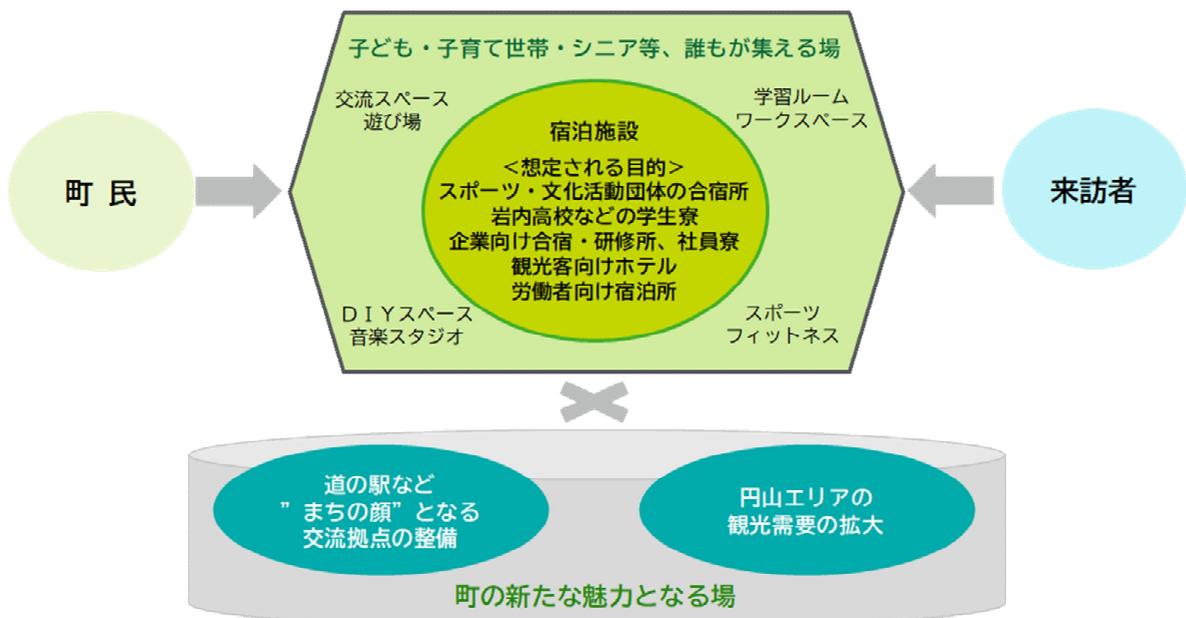
<想定される宿泊目的>

- ・スポーツ・文化活動団体の合宿所
- ・岩内高校などの学生寮
- ・企業向け合宿・研修所、社員寮
- ・観光客向けホテル
- ・労働者向け宿泊所

<町民が利用できる機能（想定）>

- ・子ども、子育て世帯、シニアなどが集える交流スペース
- ・学習ルーム・ワークスペース
- ・スポーツ・フィットネス
- ・DIYスペース
- ・音楽スタジオ など

多目的な宿泊施設に町民が集える場を附帯し、機能を集約する



## 方針の考え方

サウンディング型市場調査によって、官民連携事業による事業化の可能性が見込まれる旧東小学校と旧第一中学校を対象とします。

旧第一中学校の「大枠の方針」にある合宿施設に加えて、岩内高校などの学生寮や企業向け社員寮、今後の道の駅等の再整備や円山エリアの観光需要拡大、後志自動車道共和IC開通などによる交流人口の増加を見据えた観光客向けホテル、今後も需要が見込まれる労働者向け宿泊所など、様々なニーズに対応する宿泊施設とすることで、通年での集客が可能となる施設の事業化を目指します。

また、子どもからシニアまでの幅広い世代の町民が利用できる機能を備えることで、町民と来訪者の交流が生まれる施設とし、官民連携事業の可能性を広げます。

町民が利用できる機能については、「子どもから高齢者まで多様な世代の町民が集い、観光客が訪れる『まちの顔』となる交流・観光拠点」として、道の駅等の再整備を進めていくことから、本施設においては、『まちの顔』や町の中心的なコミュニティ施設の岩内地方文化センターの役割を補い、旧学校の特色を活かした機能の整備を検討していきます。

### < 「大枠の方針」からの変更点 >

旧東小学校は、「大枠の方針」において、立地の良さなどから建物と土地一体での売却としていましたが、サウンディング調査の結果、本町の地理的要素や商圈規模などから、民間での独立採算による利活用は難しいとの意見が多く、町の資金を活用した官民連携事業の可能性はあるとの意見を踏まえて、旧東小学校についても官民連携事業の対象としています。

また、旧東小学校と旧第一中学校の2施設を官民連携事業の対象としている理由としては、旧東小学校の立地の優位性と旧第一中学校の自然環境の優位性の双方を踏まえて、今後の官民連携事業の事業化の検討を進めるうえで、施設のコンセプトが固まるまでの選択肢として、両施設を対象としています。

## 避難所の指定

旧東小学校は、避難所に指定している「いわない東保育所」が近隣にあるため、避難所に指定しません。

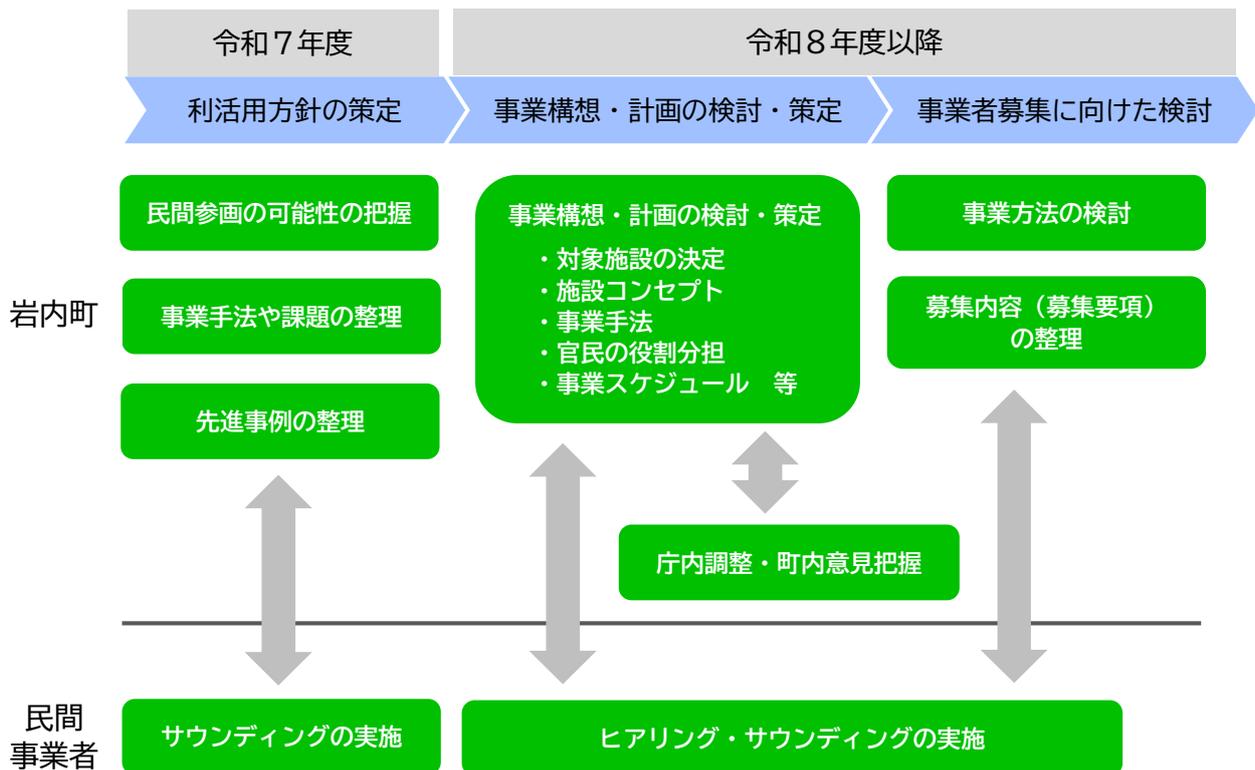
旧第一中学校は、体育館を避難所に指定しますが、官民連携事業の事業化の対象となった場合は、その後の避難所指定について、検討を行っていきます。

## 事業化に向けたロードマップ

民間参画による利活用に向けて、令和7年度では、民間事業者からの意見により、官民連携事業による事業化の可能性が確認できました。

次年度以降は、サウンディング市場調査の結果から得られた検討課題（15頁参照）を踏まえて、民間事業者との対話により事業者側が参画可能な条件を把握しながら、想定される事業手法や施設コンセプト、官民の役割分担などの詳細な検討を行っていきます。

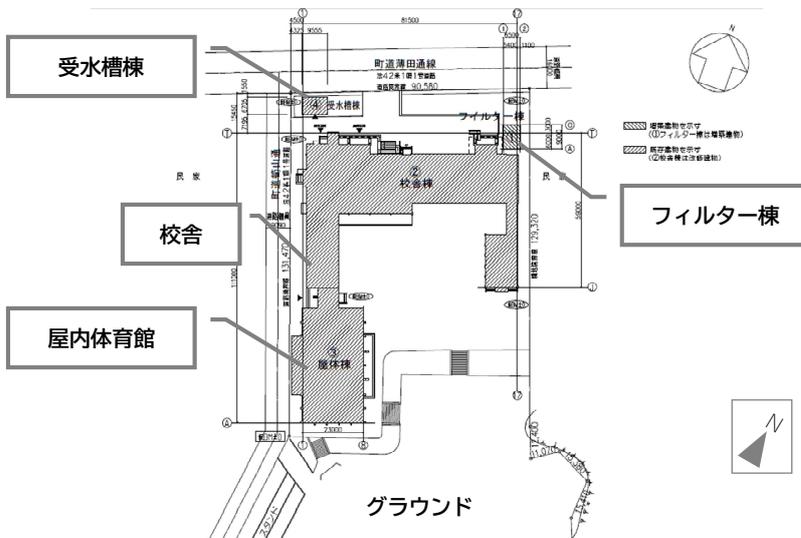
検討においては、交流人口の変化による地域の宿泊需要の動向を把握するとともに、今後の道の駅等の再整備の構想・計画を踏まえ、また、本事業による町の財政状況への影響を考慮しながら、進めていきます。



## 2 旧西小学校

### 施設の特徴

4校の中で唯一の放射線防護施設であり、防護機能の範囲は、校舎の1階の全面、2階の一部となっています。



## 利活用方針

〔対象〕：校舎、体育館

放射線防護機能を備えた避難所のほか、防災備蓄品保管庫として活用します。

〔対象〕：グラウンド

避難者のための駐車場や車中泊スペース、ヘリポート適地、災害廃棄物の一次仮置場等、校舎や体育館と一体的な避難所関連用地として活用します。

## 方針の考え方

旧西小学校は、4校で唯一の放射線防護施設であることから、西地区の防災拠点として、放射線防護機能の範囲である校舎1階のほか、体育館を災害時の避難スペースとし、また、校舎の2階以上は、防災備蓄品の保管庫として活用します。

グラウンドは、災害時には避難者のための駐車場やヘリポート適地、災害廃棄物等の一次仮置き場など、防災に関わる用途全般での活用とします。

※平常時は、基本的に未利用とします。

### < 「大枠の方針」からの変更点 >

「大枠の方針」では、旧西小学校は避難所としながら、平常時はコミュニティ施設での活用としていましたが、旧東小学校と旧第一中学校において、多目的な複合的宿泊施設に町民が利用できる機能を備えることとしていることから、コミュニティ機能はそちらに集約しています。

## 活用時期

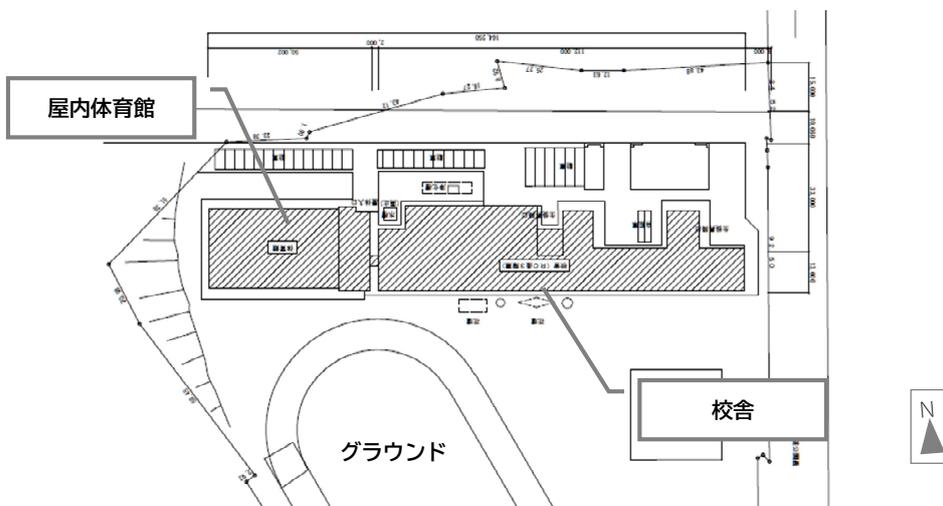
旧西小学校はこれまでも指定避難所となっていることから、避難所としての指定を継続します。

防災備蓄品保管庫については、閉校後の学校備品の搬出など、保管スペースの確保ができ次第、備蓄品の搬入を行い、令和8年度中には、保管庫としての使用を予定しています。

### 3 旧第二中学校

#### 施設の特徴

4つの旧小中学校の中で築年数が1番新しく（1977年築）、体育館は延床面積が最大（1,744㎡）であり、4校で唯一、格技室が備わっています。



## (1) 校舎

### 利活用方針

町や学校が保有する文書や物品などの保管庫として活用します。

### 方針の考え方

町の保存文書や物品の保管庫が不足しており、民間の建物を借入しているほか、旧勤労青少年ホームや旧島野保育所を使用していますが、それら建物の老朽化が進み、周辺の安全・景観上の懸念が高まっていることに加えて、保存文書の機密性や安全性が心配される状態にあることから、旧第二中学校の校舎を公用倉庫として活用し、保管庫機能の集約化を図ります。

また、旧4小中学校の文書や物品については、岩内中央学園に移動するものもありますが、各校に残るものについては、今後の4校の利活用を考慮し、1箇所にとまとめて保管します。

---

#### < 「大枠の方針」 からの変更点 >

「大枠の方針」では、旧第二中学校の校舎は除却としていましたが、建物の築年数が新しいことや保管庫として相応な面積が必要なことから、除却から活用に変更しています。

### 活用時期

令和8年度以降において、公用倉庫として施設を使用するために法規上必要となる改修内容を把握するための設計を行った後に改修工事を行い、できるだけ早期に公用倉庫としての使用開始を目指します。

## (2) 体育館

### 利活用方針

地域における生涯スポーツや社会教育活動の拠点として、学校施設開放事業や各種スポーツ大会等に活用します。

### 方針の考え方

小中学校の閉校に伴い、学校施設開放事業や各種スポーツ大会等の活動拠点が縮減することから、代替施設の確保のため、延床面積が最大で格技室を備える旧第二中学校の体育館を活用します。

※学校施設からの用途変更に伴う第二中学校の改修工事期間中は、代替施設として、人材開発センター体育館の使用も予定しています。

### 活用時期

体育館として施設を使用するために法規上必要となる改修内容を把握するための設計を令和7年度に行っており、令和8年度に改修工事を実施のうえ、早期の供用開始を目指します。

- ・令和8年1月～ 改修工事实施設設計業務
- ・令和8年7月頃～ 改修工事（予定）

### 避難所の指定

体育館を避難所に指定しますが、体育館の改修期間中については、校舎を代替の避難所とします。

### (3) グラウンド

#### 利活用方針

雪捨て場として活用するほか、除雪車両の保管場所や道路維持作業用詰所等の拠点としての活用を検討していきます。

#### 方針の考え方

冬期間における町道や国道、道道、民間事業者の排雪のための雪捨て場は、町全体で足りておらず、岩内港工業団地の一部を雪捨て場として利用していますが、本来は販売目的の土地であり、代替の雪捨て場の確保が必要であることから、立地や大型車両の出入りの良さなどを考慮し、旧第二中学校のグラウンドを雪捨て場として活用します。

また、町が保有する除雪車両は、旧島野会館敷地内に保管しており、海岸からの距離も近いこと、塩害による傷みが早く、車両の保管場所が課題となっているほか、道路管理用の休憩所は旧島野地区集会所、作業所や資材置場は旧島野会館をそれぞれ使用しており、建物の老朽化が進んでいることから、それらを集約した道路管理の拠点としての活用を検討していきます。

#### 活用時期

雪捨て場については、令和8年度からの使用を予定しており、除雪車両の保管場所や道路管理の拠点については、車両車庫や詰所等の建設も含めて、活用の検討を行っていきます。